

政治資金規正法に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十一年十二月十日

参議院議長 斎藤 十朗 殿

櫻 井 充

政治資金規正法に関する質問主意書

平成十一年十二月九日に行われた予算委員会における私の質問に対する政府の答弁で、不十分な点があったため以下質問する。

一 政治資金規正法第二十二條第一項における寄附が百五十万円を超えることができない「同一の者」とは、政治家個人を指すのか。または政治団体を指すのか。それとも両方か。

二 個人がある幾つかの政治団体に政治資金規正法に定める限度額以内を寄附したが、結果的には一人の政治家に献じられたことが判明した場合、同法第二十二條の二に抵触するのか。

右質問する。